

日精協発第 25097 号

令和 7 年 11 月 14 日

会員病院 各位

公益社団法人 日本精神科病院協会

日本精神科医学会 学会長 山崎 學

(公 印 省 略)

第 25 回 認知行動療法研修会のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 4 月の診療報酬改定及び平成 29 年 3 月の疑義解釈資料により、施設基準を満たした看護師が実施した場合に「認知療法・認知行動療法」を算定できることとなりました。

つきましては、当協会では厚生労働省の定める要件を満たす 2 日間の研修会を別紙日程で実施致します。

認知行動療法の基本について職種を問わず皆様に学んでいただける研修会となっておりますので、看護師に限らず、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、以前当協会で開催致しました 1 日間の研修を既に受講された看護師につきましては、診療報酬を算定する場合には再度本研修会の受講が必要となりますことを申し添えます。

謹白

研修会 HP



開 催 案 内

開 催 日 令和 8 年 3 月 12 日（木） 10：00～17：30 （受付 9：30～）
13 日（金） 10：00～15：00

会 場 川崎日航ホテル 11 階
神奈川県川崎市川崎区日進町一番
TEL：044-244-5941

受講対象者 病院に勤務する医師及び看護師、精神保健福祉士、公認心理師、
臨床心理技術者、作業療法士、薬剤師、その他

定 員 70 名（先着順 /ホームページからお申し込み下さい。）

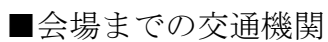
申込期限 令和 8 年 2 月 24 日（火）
※ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講料 日本精神科医学会会員（日精協会員病院）：30,000 円
会員以外：50,000 円
※昼食代を含みます。
※受講決定通知記載の指定の銀行口座にお振込みをお願い致します。

問 合 せ 先 日本精神科病院協会 事務局
〒108-8554 東京都港区芝浦 3-15-14
TEL：03-5232-3311 FAX：03-5232-3315

- 受講が決定しましたら、受講決定通知書を郵送しますので当日受付に提出してください。開催の 1 週間前に通知が届いていない場合はお問合せください。
- 研修会の全過程を履修された受講者に対し「修了証書」を交付します。
- 受講取消の場合、開催の 7 日前（3/5）までの申し出に限り、受講料から振込手数料を差し引いた金額を返金します。ご連絡が無く欠席された場合、未納であっても受講料を請求いたしますのでご注意ください。

場 所：川崎日航ホテル
〒210-0024 神奈川県川崎市川崎区日進町一番地



- 東京駅

JR東海道本線 9分

JR京浜東北線 13分

品川駅

JR東海道本線 8分

JR京浜東北線 13分

川崎駅

中央東口より 徒歩1分

川崎日航ホテル



参考：関係通知抜粋

【認知療法・認知行動療法】

2 医師及び看護師が共同して行う場合 350 点

〈診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第四十三号 平成 30 年 3 月 5 日) (別表第一 医科診療報酬点数表 第 8 部精神科専門療法 第 1 節精神科専門療法料 I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法) から抜粋〉

[施設基準]

(1) 当該保険医療機関内に、専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が 1 名以上勤務していること。

(2) 当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の看護師が 1 名以上勤務していること。

ア 認知療法・認知行動療法 1 の届出医療機関における外来に 2 年以上勤務し、治療に係る面接に 120 回以上同席した経験があること。

イ うつ病等の気分障害の患者に対して、当該看護師が認知療法・認知行動療法の手法を取り入れた面接を過去に 10 症例 120 回以上実施し、その内容のうち 5 症例 60 回以上のものについて、患者の同意を得て、面接を録画、録音等の方法により記録して、1 の専任の医師又はウの研修の講師が確認し、必要な指導を受けていること。

ウ 認知療法・認知行動療法について下記の要件を全て満たす研修を修了していること。

(イ) 国、関係学会、医療関係団体等が主催し修了証が交付されるものであること。

(ロ) 厚生労働科学研究班作成の「うつ病の認知療法・認知行動療法治療者用マニュアル」(平成 21 年度厚生労働省こころの健康科学研究事業「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」)に準拠したプログラムによる 2 日以上のものであること。

(ハ) 講師に、厚生労働省による「認知行動療法研修事業」においてスーパーバイザーを経験した者が含まれていること。

〈特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(保医発 0305 第 3 号平成 30 年 3 月 5 日) 第 48 認知療法・認知行動療法から抜粋〉

第十 精神科専門療法

第 47 の 6 経頭蓋磁気刺激療法

1. 経頭蓋磁気刺激療法に関する施設基準

- 1 精神科を標榜している病院であること
- 2 うつ病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも 5 年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している常勤の精神科の医師が 1 名以上勤務していること。
- 3 認知療法・認知行動療法に関する研修を修了した専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が 1 名以上勤務していること。
- 4 次のいずれかの施設基準に係る届出を行っている病院であること。
 - 1 「A230－4」精神科リエゾンチーム加算
 - 2 「A238－6」精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
 - 3 「A238－7」精神科救急搬送患者地域連携受入加算
 - 4 「A249」精神科急性期医師配置加算
 - 5 「A311」精神科救急急性期医療入院料
 - 6 「A311－2」精神科急性期治療病棟入院料
 - 7 「A311－3」精神科救急・合併症入院料

＜令和 6 年厚生労働省告示第 59 号保医発 0305 第 6 号（令和 6 年 3 月 5 日）より抜粋＞
厚生労働省ホームページより最新版の医科診療報酬点数表をご参照下さい。